

重要事項説明書

記入年月日	2023/07/01
記入者名	桂川 宣博
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしがいしや えー・ていー・えすぷらんになんぐ 株式会社 A・T・Sプランニング		
法人番号	2770601348		
主たる事務所の所在地	〒 596-0076 大阪府岸和田市野田町3-6-30 新川第7ビル1階		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-479-3377 / 072-447-8789	
	メールアドレス		
	ホームページアドレス	http://www.k-helios.co.jp	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 坂口 克史		
設立年月日	平成	18年5月11日	
主な実施事業	※別添1(事業主体が大阪府内で実施する他の介護サービス)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)ていえら ことぶき ティエラ ことぶき		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 595-0014 大阪府泉大津市寿町8-16		
主な利用交通手段	南海線「泉大津駅」より徒歩約15分		
連絡先	電話番号	0725-39-8787	
	FAX番号	0725-39-8786	
	ホームページアドレス	http://www.k-helios.co.jp/facilities.html	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 桂川 宣博		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成	25年5月1日	平成 23年3月2日 (高施第1805号)

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2770601348	所管している自治体名	泉大津市
特定施設入居者生活介護指定 日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 25年5月1日	平成 31年5月1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2770601348	所管している自治体名	泉大津市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 25年5月1日	平成 31年5月1日	

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	25年5月1日			～	平成	53年4月30日			
	面積	1,142.0 m ²									
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	25年5月1日			～	平成	53年4月30日			
	延床面積	1,408.9 m ² (うち有料老人ホーム部分			1,368.7 m ²)						
	竣工日	平成	23年6月1日			用途区分	有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄骨造		その他の場合：							
	階数	3階		(地上 3階、地階 階)							
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性										
居室の状況	総戸数	39戸		届出又は登録(指定)をした室数			39室 (30室)				
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)		
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.03m ²	29	1人部屋		
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18.09m ²	10	1人部屋		
共用施設	共用トイレ	2ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			2ヶ所				
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			2ヶ所				
	共用浴室	個室	3ヶ所			ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所			ヶ所		その他：			
	食堂	1ヶ所		面積	124.6 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	なし			
	機能訓練室	1ヶ所		面積	124.6 m ²						
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)					1ヶ所				
	廊下	中廊下	2.1 m		片廊下	m					
	汚物処理室	3ヶ所									
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり			
通報先		事務所			通報先から居室までの到着予定時間			1～3分			
その他											
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり					
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)								
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回					

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		<p>ディエラことぶきでは、ご入居の方々が自らの意思に基づき、質の高い生活を送っていただけるようにご支援いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ご入居者お一人お一人が主役であることを宣言します。 2. 「自立支援」「利用者本位」に基づいたサービスを提供することを宣言します。 3. ご入居の方々があんしんできる生活環境を提供することを宣言します。
サービスの提供内容に関する特色		和を基調とした落ち着いた造りの施設です。「ほっとする」そんな思いを感じてもらえる施設サービスを提供致します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	NPO法人 ちきりの里
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	状況把握：毎日1回以上（2時間毎）の安否確認の実施。
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	こもれびクリニック
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		<ol style="list-style-type: none"> ①虐待防止に関する責任者は、管理者の桂川宣博です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を定期に実施しています。 ③入居者及び家族に対し苦情解決体制を整備しています。 ④職員会議で定期的に虐待防止のための啓発・周知等に努めています。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
身体的拘束		<ol style="list-style-type: none"> ①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヶ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続する場合は概ね3カ月毎行う。） ②経過観察及び生活記録に記載する。 ③1週間に1回、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束廃止及び改善取組等について検討する。 ④1ヶ月に1回、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成	<ol style="list-style-type: none"> ①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。 ②計画作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、摂取介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ムース食等の提供を行います。	
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。	
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。	
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。	
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	あり	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。	
施設の利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出ること。 ・ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。 		
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。		
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	あり		
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		あり
	夜間看護体制加算		なし
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算		なし
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算		なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	あり
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅱ)	あり
	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	若年性認知症入居者受入加算		あり
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	退院・退所時連携加算		
	科学的介護推進体制加算		
	A D L維持等加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算		あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	こもれびクリニック
	住所	大阪府岸和田市野田町3-6-30 新川第7ビル4階411号室
	診療科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：月2回程度の訪問診療
	名称	
	住所	
	診療科目	
協力内容		
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	
		その他の場合：

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合			
		その他の場合：	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無			追加費用
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			調整後の内容
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上で共同生活を営むことが支障なく維持できるもの ・ 特定疾患 		
契約の解除の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護(支援)認定を受けられなかったとき 2. 契約期間満了日の30日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した時 3. 7日間以上の予告期間をもって、利用者が契約を解除したとき 4. 事業所は以下の場合、30日以上予告期間をもって契約を解除できる <ul style="list-style-type: none"> ○ 正当な理由なく利用料その他自己の支払う費用を2ヶ月以上滞納した場合 ○ 法令違反の又は、サービス提供を阻害する行為をなし、事業所側の再三の申し出にもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用契約の目的を達することが困難になったとき 5. 介護保険施設等へ入所したとき 6. 利用者と事業所間で、入居・利用契約が終了したとき 7. 死亡したとき 		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		
	解約予告期間	3ヶ月	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊2日食事つき¥11000円(税抜)
入居定員	39人		
その他	内、30名は特定施設入居者生活介護となります。		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	生活相談員1名
生活相談員	1	1		1	管理者1名
直接処遇職員	19	5	14	8.8	
介護職員	17	5	12	7.7	
看護職員	2		2	1.1	
機能訓練指導員	1	1		1	
計画作成担当者	1	1		1	
栄養士					
調理員					
事務員	1	1		1	
その他職員	3		3		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護支援専門員	1	1		
看護師	2		2	
介護福祉士	3	2	1	
介護職員初任者研修修了者	11	3	8	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	2 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	3 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	4	9	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満	0	0	3	5	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	0	1	1	0	1	0	0
	3年以上5年未満	0	2	0	2	0	0	0	0	1
	5年以上10年未満	0	0	1	4	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	1	0	0	0	0	0	0
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		なし
要介護状態に応じた金額設定		あり
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり
		内容： 家賃・管理費・生活支援サービス費は徴収
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇等により、改定する場合がある
	手続き	1か月前までに文章により通知し、利用サービス変更合意書を交わす

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	自立	要支援・要介護	
	年齢	60歳以上	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室	
	床面積	18.03㎡～18.09㎡	18.03㎡～18.09㎡	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用				
月額費用の合計		135,500円	135,500円	
家賃		50,000円	50,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	0円	0円	
	介護保険外	食費	49,500円(税抜)	49,500円(税抜)
		管理費	25,000円	25,000円
		生活支援サービス費	11,000(税込)	11,000(税込)
備考 介護保険費用（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃借料、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算定	
入居一時金	240,000円	
	解約時の対応	退所時、返金なし。
前払金	老人福祉法令等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムにより算定	
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用	
管理費	居室内の水光熱費及び共用部分の水光熱費	
状況把握及び生活相談サービス費		
光熱水費	管理費に含まれるため、実費なし	
介護保険外費用	医療費・薬代・おむつ代	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	食事の配膳、下膳・共用部の清掃、維持、管理、施設サービスなど	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬・加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	(上掲)
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4(うち 住宅型 1人)人
	75歳以上85歳未満	6人
	85歳以上	23(うち 住宅型 4人)人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	1人
	要支援2	2人
	要介護1	5人
	要介護2	1人
	要介護3	2人
	要介護4	13(うち 住宅型 1人)人
	要介護5	9(うち 住宅型 4人)人
入居期間別	6か月未満	4人
	6か月以上1年未満	7(うち 住宅型 1人)人
	1年以上5年未満	11(うち 住宅型 2人)人
	5年以上10年未満	7(うち 住宅型 1人)人
	10年以上15年未満	4(うち 住宅型 1人)人
	15年以上	0人
喀痰吸引の必要な人/経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		33人(うち 住宅型 5人)人

(入居者の属性)

性別	男性	7人	女性	26人	
男女比率	男性	21%	女性	79%	
入居率	85%	平均年齢	85歳	平均介護度	3.4

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	1人
	死亡者	5人
	その他	1人
生前解約の状況	7人	
	施設側の申し出	(解約事由の例) ・なし
	2人	
	入居者側の申し出	(解約事由の例) ・長期入院療養の為 ・他施設へ転居の為

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		ティエラことぶき
電話番号 / F A X		0725-39-8787 / 0725-39-8786
対応している時間	平日	9 : 00～18 : 00
	土曜	9 : 00～18 : 00
	日曜・祝日	9 : 00～18 : 00
定休日		なし
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		泉大津市役所 高齢介護課
電話番号 / F A X		0725-33-9104 / 0725-20-3129
対応している時間	平日	8 : 45～17 : 15
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始等
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5309 / 06-6949-5313
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 00
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始等
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		泉大津市広域事業者指導課 介護事業者担当
電話番号 / F A X		072-493-6132 / 072-493-6134
対応している時間	平日	9 : 00～17 : 30
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始等
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待の場合)		泉大津市役所 高齢介護課
電話番号 / F A X		0725-33-9104 / 0725-20-3129
対応している時間	平日	8 : 45～17 : 15
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始等

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	東京海上日動火災保険株式会社
	加入内容	入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合に賠償する。但し、入居者に重大な過失がある場合や不可抗力の場合を除く
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づく (介護保険サービス・介護保険外サービス)	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	通年	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	館内掲示
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1回
		構成員	入居者・家族・施設長・職員・介護支援専門員
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
所管庁有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が大阪府内で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（介護保険自己負担額（自動計算））

別添4（介護保険自己負担額）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が大阪府内で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	訪問介護わが家	和泉市肥子町2-4-100
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援			
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	あり	500円/1回	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	排泄介助：500円/1回 おむつ交換：700円/1回	
	おむつ代	あり	右記参照	紙おむつ：2,539円/袋 紙パンツ：1,647円/袋 フラット：762円/袋 尿パット：レギュラー：708円/袋 ワイド：1,283円/袋 ビッグ：1,761円/袋 (税抜)
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	1,500円/1回	
	特浴介助	なし	1,500円/1回	
	身辺介助(移動・着替え等)	あり		
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	1,000円/30分	
生活サービス	居室清掃	あり	500円/1回	
	リネン交換	あり	500円/1回	
	日常の洗濯	あり	1,000円/1回	
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	なし		
	買い物代行	あり	500円/1回	
	役所手続代行	なし		
金銭・貯金管理	なし			
健康管理サービス	定期健康診断	あり	年2回以降は実費負担	
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	あり	10,000円/月(税抜)	生活支援サービス費として
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	あり	1,000円/30分	
	入退院時の同行	あり	1,000円/30分	
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	500円/1回	
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

6級地	10.27円
-----	--------

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	182	1,869	187	56,893	5,690		
要支援 2	311	3,193	320	97,218	9,722		
要介護 1	538	5,525	553	165,757	16,576		
要介護 2	604	6,203	621	188,810	18,881		
要介護 3	674	6,921	693	210,692	21,070		
要介護 4	738	7,579	758	230,698	23,070		
要介護 5	807	8,287	829	252,268	25,227		
加算費用		算定の有無等	単位数	1日あたり (円)		30日あたり (円)	算定回数等
個別機能訓練加算	あり		12	123	13	3,697	370
夜間看護体制加算							
医療機関連携加算	あり		80	-	-	821	83
看取り介護加算							
認知症専門ケア加算							
サービス提供体制強化加算							
介護職員処遇改善(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 8.2%					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.2%					
入居継続支援加算							
生活機能向上連携加算							
若年性認知症入居者受入加算	あり		120	1,232	124	36,972	3,698
口腔・栄養スクリーニング加算							
退院・退所時連携加算							
科学的介護推進体制加算							
A D L維持等加算							
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.5%					

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- 個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- 夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- 看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
 - ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、所管庁に届け出ている場合。

・介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

- ①【賃金改善要件】従来の介護職員処遇改善加算とは別に、本加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、すべての職員に周知し、大阪府知事に届け出ていること。また、事業年度ごとに本加算の算定額に相当する賃金改善を実施し、実績を大阪府知事に届け出ること。
- ②【現行加算要件】従来の介護職員処遇改善加算（１）（２）（３）のいずれかを算定していること。
- ③【職場環境等要件】賃金改善以外の処遇改善の取組について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。
- ④【見える化要件】介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた公表を行っていること（令和2年度からの要件）
- ⑤【介護福祉士の配置等要件】サービス提供体制強化加算（１）イを算定していること。ただし、以下のサービスについては、それぞれの要件の加算を算定していること。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

加算（Ⅰ）の要件のうち、5.【介護福祉士の配置等要件】を満たさない場合

・入居継続支援加算

- ・社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
- ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと。

・生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして所管庁に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

・若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして所管庁に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合

・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ①当該事業者の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。
 - ②当該事業者の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。
- 加算（Ⅰ）は①及び②に、加算（Ⅱ）は①又は②に適合すること。

・退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

・科学的介護推進体制加算

- ①入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・ADL維持等加算

ADL維持等加算（Ⅰ）

- ①利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
- ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

ADL維持等加算（Ⅱ）

- ①ADL維持等加算（Ⅰ）の①と②の要件を満たすこと。
- ②評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

①介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）を算定していること。

②賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 6 級地(地域加算 10.27 %))

① 介護報酬額の自己負担基準表

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)
要支援1	182単位/日	56,893円	5,690円	11,380円
要支援2	311単位/日	97,218円	9,722円	19,444円
要介護1	538単位/日	165,757円	16,576円	33,152円
要介護2	604単位/日	188,810円	18,881円	37,762円
要介護3	674単位/日	210,692円	21,070円	42,140円
要介護4	738単位/日	230,698円	23,070円	46,140円
要介護5	807単位/日	252,268円	25,227円	50,454円
個別機能訓練加算	12単位/日	3,697円	370円	740円
夜間看護体制加算				
医療機関連携加算	80単位/月	821円	83円	165円
看取り介護加算				
認知症専門ケア加算 (I)(II)				
サービス提供体制強化加算 (I)イ・ロ				
サービス提供体制強化加算 (II)(III)				
介護職員処遇改善加算 (I)～(III)	1ヶ月につき、所定単位数×8.2%(当施設:(I)を算定の場合)			
特定処遇改善加算(II)	1ヶ月につき、所定単位数×1.2%			
入居継続支援加算				
生活機能向上連携加算 (I)(II)				
若年性認知症入居受入加算	120単位/日	1,232円	3,698円	7,396円
口腔・栄養スクリーニング 加算(I)(II)				
退院・退所時連携加算				
科学的介護推進体制加算				
ADL維持等加算(I)(II)				
介護職員等ベースアップ等 支援加算	1ヶ月につき、所定単位数×1.5%			

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		62,236	105,729	182,241	204,475	228,086	249,653	272,904
自己負担	(1割の場合)	6,224	10,573	18,225	20,448	22,809	24,966	27,291
	(2割の場合)	12,448	21,146	36,449	40,895	45,618	49,931	54,581

・本表は、医療機関連携加算、介護職員処遇改善加算(I)、特定処遇改善加算(II)を算定の場合の例です。

※令和4年10月1日から厚生労働省による介護報酬の追加が施行されました。介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※令和4年11月1日から該当する場合に(個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、看取り介護加算、若年性認知症入居受入加算)算定させていただきます